

京都市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第151号）（保健福祉局長寿社会部介護保険課）

次のとおり、本市介護保険事業について、必要な措置を講じることとしました。

1 保険料率の改定

平成18年度から平成20年度までの財政の均衡を確保するため、次のとおり保険料率を改定します。

改正前		改正後	
1	介護保険法施行令（以下「令」といいます。）第38条第1項第1号に掲げる者 23,196円	1	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号）による改正後の介護保険法施行令（以下「改正後の令」といいます。）第39条第1項第1号に掲げる者 28,560円
2	令第38条第1項第2号に掲げる者 34,794円	2	改正後の令第39条第1項第2号に掲げる者 28,560円
		3	改正後の令第39条第1項第3号に掲げる者 42,840円
3	令第38条第1項第3号に掲げる者 46,392円	4	改正後の令第39条第1項第4号に掲げる者 57,120円
4	令第38条第1項第4号に掲げる者 57,990円	5	次のいずれかに該当する者 62,832円 (1) 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいいます。以下同じ。）が1,250,001円未満である者であり、かつ、1から4までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいいます。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいいます。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（改正後の令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は6(2)、7(2)若しくは8(2)に該当する者を除く。）
		6	次のいずれかに該当する者 71,400円 (1) 合計所得金額が2,000,000円未満である者であり、かつ、1から5までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの区分による額を適用さ

			れたならば保護を必要としない状態となるもの（改正後の令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は7(2)若しくは8(2)に該当する者を除く。）
5	令第38条第1項第5号に掲げる者 69,588円	7	次のいずれかに該当する者 85,680円 (1) 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、1から6までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（改正後の令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は8(2)に該当する者を除く。）
		8	次のいずれかに該当する者 99,960円 (1) 合計所得金額が7,000,000円未満である者であり、かつ、1から7までのいずれにも該当しないもの (2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（改正後の令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
		9	1から8までのいずれにも該当しない者 114,240円

2 規定の整備

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の施行により介護保険法の一部が改正されることに伴い、過料に関する規定を整備します。

3 地方税法の一部改正に伴う保険料率の特例

地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）の施行により地方税法の一部が改正され、第1号被保険者（合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。）に係る市町村民税の非課税措置が段階的に廃止されることに伴い、平成18年度及び平成19年度におけるその一部の者の保険料率を引き下げます。

この条例は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の保険料から適用す

ることとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第151号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「平成15年度」を「平成18年度」に、「平成17年度」を「平成20年度」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 28,560円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 28,560円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 42,840円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 57,120円
- (5) 次のいずれかに該当する者 62,832円

ア 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,250,001円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第7号イ若しくは第8号イに該当する者を除く。）

- (6) 次のいずれかに該当する者 71,400円

ア 合計所得金額が2,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第8号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 85,680円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 99,960円

ア 合計所得金額が7,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 114,240円

第6条第3項中「第38条第1項第1号イ(2)（）」を「第39条第1項第1号イ(2)（令第22条の2第7項に規定する）」に、「又は第4号ロ」を「若しくは第4号ロ又はこの条例第4条第5号イ、第6号イ、第7号イ若しくは第8号イ」に、「同項」を「同条」に、「標準割合」を「保険料率」に改め、「。附則第7条において同じ」を削り、「従前の令第38条第1項」を「従前の同条」に改め、「及び附則第7項」を削り、「令第38条第1項各号」を「第4条各号」に改める。

第8条第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削り、「令第38条第1項各号」を「第4条各号」に改める。

第18条中「第31条第1項後段」の右に「、第33条の3第1項後段」を加える。

附則中第3項から第12項までを削り、第13項を第3項とし、第14項から第16項までを10項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の平成18年度の保険料率は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）の規定による改正前の地方税法第295条第1項の規定（以下「改正前の規定」という。）の適用があるものとした場合において、改正後の条例第4条第1号に該当するもの 39,984円

(2) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、改正前の規定の適用があるものとした場合において、同条第2号に該当するもの 45,696円

(3) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、改正前の規定の適用があるもの

のとした場合において、同条第3号に該当するもの 45,696円

(4) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、改正前の規定の適用があるもの

のとした場合において、同条第1号に該当するもの 45,696円

(5) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、改正前の規定の適用があるもの

のとした場合において、同条第2号に該当するもの 51,408円

(6) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、改正前の規定の適用があるもの

のとした場合において、同条第3号に該当するもの 51,408円

4 改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、改正前の規定の適用があるもの

のとした場合において、同条第1号に該当するもの 45,696円

(2) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、改正前の規定の適用があるもの

のとした場合において、同条第2号に該当するもの 51,408円

(3) 改正後の条例第4条第4号に該当する者であって、改正前の規定の適用があるもの

のとした場合において、同条第3号に該当するもの 51,408円

(4) 改正後の条例第4条第5号に該当する者であって、改正前の規定の適用があるもの

のとした場合において、同条第1号に該当するもの 57,120円

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)